

宮崎市における児童相談所設置の あり方に関する報告書

—すべての子どもたちの健やかな成長を保障するための
こども家庭センターとの連携強化を目指して—

令和6年3月

宮崎市児童相談所のあり方検討委員会

(まえがき)

子ども虐待は、子どもの心身の成長及び人格の形成に重大な影響を与えるとともに、次の世代に引き継がれるおそれもあるものであり、子どもに対する最も重大な権利侵害です。

子ども虐待防止対策の目標は、虐待という重大な権利侵害から子どもを守り、子どもが心身ともに健全に成長し、ひいては社会的自立に至るまでを支援することであり、そのためには、早期発見・対応のみならず、発生予防から虐待を受けた子どもの自立に至るまでの各段階において、「子どもの権利擁護」という理念に立脚した多様な関係機関による切れ目のない支援体制が必要です。

一方、子どもは守られ、育つ権利、自分に関係する事柄について意見を言う権利を持っています。また保護者は子どもを育てる権利と義務を持っています。さらに地方自治体は子どもの保護者とともに、こどもを心身ともに健やかに育成する責任を負っています。

そのため宮崎市では、すべての子どもが心身とも健康に育つように支援すると同時に、子育てに悩む保護者に対しては個別的な丁寧な支援が必要です。一方、子どもが危険な状態にある場合には迅速な安全確保が必要になります。

このような社会背景を踏まえ、最も住民に身近な基礎自治体である宮崎市において、母子保健分野と児童福祉分野を統合した「こども家庭センター」を設置するとともに、独自の児童相談所を設置することを決定し、一元的に対応していくことは高く評価されるものです。

児童福祉に関する専門的知識を有する者や児童相談所の実務経験者等5名の委員で構成する「宮崎市児童相談所のあり方検討委員会」では、児童相談所の設置検討にあたり、必要な機能や関係機関との連携のあり方等について様々な立場から意見、助言が交わされたので、ここに取りまとめて報告します。

宮崎市が目指す「こどもまんなか」社会の実現に向けて、本委員会の意見を十分に参酌されることを願うものです。

令和6年3月

宮崎市児童相談所のあり方検討委員会
委員長 安部 計彦

目 次

まえがき

I 児童相談所の設置に関する現状分析

- 1 宮崎市の児童虐待の現状 1
- 2 国の動きと法改正の経過 3

II 宮崎市における「こどもの総合支援拠点」のあり方について

- 3 基本方針（案） 4
- 4 こども家庭センターの機能 5
- 5 児童相談所の機能 6
- 6 一時保護所の機能 9
- 7 附帯する機能 11
- 8 社会的養護 13

III 宮崎市における「こどもの総合支援拠点」の体制について

- 9 連携体制 16
- 10 想定事業規模 22
- 11 一時保護所の定員と体制 23
- 12 必要な諸室 27
- 13 人材確保及び育成 30
- 14 児童相談所の設置場所の考え方 32

IV まとめ 35

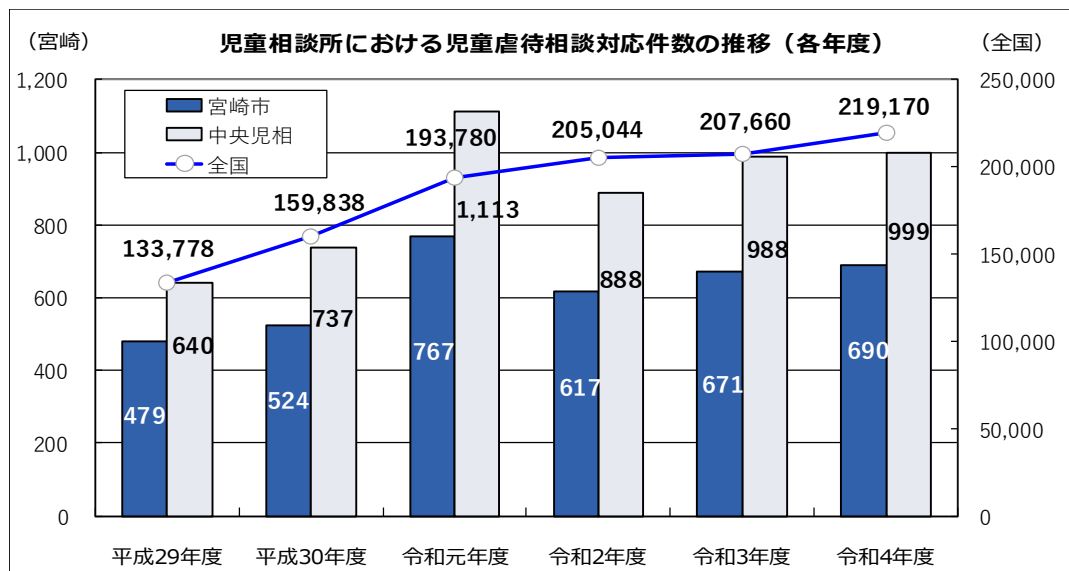
- 参考資料 1（宮崎市児童相談所のあり方検討委員会設置要綱） 36
- 参考資料 2（宮崎市児童相談所のあり方検討委員会委員名簿） 38
- 参考資料 3（宮崎市児童相談所のあり方検討委員会開催経緯） 39

I 児童相談所の設置に関する現状分析

1 宮崎市の児童虐待の現状

宮崎市の児童虐待相談対応件数

宮崎市の児童虐待相談対応件数は、平成 29 年度と令和 4 年度を比較してみると約 1.4 倍に増加しており、令和 4 年度は 690 件となっております。



児童相談所管轄人口の比較 (R3.10.1 現在)

宮崎市を管轄する県中央児童相談所は、3市7町1村を管轄しており、宮崎県全体の内、半分以上の管内人口、児童人口を抱えています。宮崎市が児童相談所を設置すると、県中央児童相談所の管内人口等の約 7 割を管轄することになります。

	管内人口 (人)	児童人口 (人)	管轄区域 (市)	管轄区域 (町)	管轄区域 (村)
中央児童相談所	570,527	90,929	宮崎市、日南市、西都市	国富町、綾町、高鍋町、新富町、木城町、川南町、都農町	西米良村
都城児童相談所	270,577	44,128	都城市、小林市、串間市、えびの市	三股町、高原町	
延岡児童相談所	219,854	33,432	延岡市、日向市	門川町、美郷町、高千穂町、日之影町、五ヶ瀬町	諸塚村、椎葉村
宮崎県全体	1,060,958	168,489			

	管内人口 (人)	児童人口 (人)	管轄区域 (市)	管轄区域 (町)	管轄区域 (村)
宮崎市	400,775	65,364	宮崎市		
中央児童相談所に占める宮崎市の割合	70.25%	71.88%			

出典：宮崎県「業務概要（令和 4 年度作成）」

I 児相相談所の設置に関する現状分析

相談種別（宮崎市役所及び中央児童相談所（宮崎市分）の合算）

平成 30 年度から令和 3 年度にかけての相談種別は、以下のとおりです。今後、児童相談所設置市となった際の相談件数の目安となります。（相談内容に一部重複有）

		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
養護相談	虐待	1,022	1,390	1,075	1,084
	その他	696	684	753	496
保健相談		6	0	1	1
障がい相談	肢体不自由	4	6	5	4
	視聴覚障がい	0	0	0	0
	言語発達障がい等	1	1	1	2
	重症心身障がい	1	0	2	2
	知的障がい	502	534	443	487
	発達障がい	57	49	46	34
非行相談	ぐ犯行為等	35	23	16	15
	触法行為等	16	7	5	4
育成相談	性格行動	93	105	65	67
	不登校	40	54	39	29
	適 性	37	33	33	20
	育児・しつけ	6	10	11	8
その他		36	86	122	88
合 計		2,552	2,982	2,617	2,341

宮崎県内における里親等委託率の推移

平成 29 年度は 13.8%、令和 3 年度は 10.7%と年々減少傾向にあります。

また、全国状況と比較すると大きく差が開いている状況です。

	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	3年度 (宮崎市分)
a.里親委託児童数（人）	56	51	45	36	34	14
b.ファミリーホーム入所 児童数（人）	2	6	10	10	12	2
c.乳児院入所児童（人）	24	26	29	28	26	9
d.児童養護施設入所児童 数（人）	337	342	361	359	359	117
e.小計（a+b+c+d）	419	425	445	433	431	142
f.里親等委託率 （（a+b）/e）	13.8%	13.4%	12.4%	10.6%	10.7%	11.3%
（参考）全国の状況	19.7%	20.5%	21.5%	22.8%	23.5%	

出典：宮崎県 HP「宮崎県における里親委託推進の取組」

2 国の動きと法改正の経過

法改正等の経緯

2000 年	児童虐待の防止等に関する法律（児童虐待防止法）成立	・児童虐待の定義（身体的虐待、性的虐待、ネグレクト、心理的虐待） ・住民の通告義務等
2004 年	児童虐待防止法・児童福祉法の改正	・児童虐待の定義の見直し（同居人による虐待を放置すること等も対象） ・市町村の役割の明確化（相談対応を明確化し虐待通告先に追加） ・中核市程度の人口規模（30 万人以上）を有する市を念頭に政令で指定する市についても児童相談所の設置が可能 ・要保護児童対策地域協議会の法定化 等
2016 年	児童福祉法・児童虐待防止法の改正	・児童福祉法の理念の明確化 ・市町村及び児童相談所の体制の強化 ・母子健康包括支援センター（子育て世代包括支援センター）の全国展開 等
2017 年	児童福祉法・児童虐待防止法の改正	・虐待を受けている児童等の保護者に対する指導への司法関与 等
2018 年 12 月	児童虐待防止対策体制総合強化プラン（新プラン）	・児童相談所の体制強化、市町村の体制強化（2022 年度までに子ども家庭総合支援拠点を全市町村に設置）等
2019 年 3 月	児童虐待防止対策の抜本的強化について	・児童相談件数の急増と深刻な事案等を踏まえ、子どもの権利擁護、児童虐待の発生予防・早期発見、児童虐待発生時の迅速・的確な対応、社会的養育の充実・強化
2019 年 6 月	児童福祉法等の改正	・児童の権利擁護（体罰の禁止の法定化 令和 2 年 4 月 1 日施行）、児童相談所の体制強化、児童相談所の設置促進 等
2022 年 6 月	児童福祉法等の改正	・こども家庭センターの設置や、身近な子育て支援の場における相談機関の整備など子育て世帯に対する包括的な支援のための体制強化及び事業の拡充【令和 6 年 4 月 1 日施行】 ・児童の意見聴取等の仕組みの整備【令和 6 年 4 月 1 日施行】 ・一時保護開始時の判断に関する司法審査の導入【令和 7 年 6 月施行予定】

等

Ⅱ 宮崎市における「こどもの総合支援拠点」のあり方について

3 基本方針（案）

こどもの総合支援拠点について

妊産婦や子育て世帯・子どもが気軽に相談できるように児童相談所だけではなく、こども家庭センターなどの附帯機能を含めた総合的な子育てに関する拠点を目指し、「こどもの総合支援拠点」という文言を使用しています。

基本理念

安心して子どもを産み育て、子どもが健やかに成長できるまちづくり

「宮崎市子ども・子育て支援プラン」では、地域や社会全体が保護者に寄り添い、互いに協力して子育て支援に取り組むとともに、子どもの最善の利益が実現されることを願い「安心して子どもを産み育て、子どもが健やかに成長できるまちづくり」を基本理念として様々な子育て支援を推進しています。児童相談所設置に係る基本理念についても「宮崎市子ども・子育て支援プラン」の理念を踏襲します。

基本方針（めざす姿）

（１）子どもの安全・安心を最優先に行動します。

- 地域全体で子どもと家族を支える環境を整備します。
- 子どもの命を守るため躊躇なく決断し、対応します。

（２）子どもと家族が笑顔で過ごせるように一緒に考え、応援します。

- 妊娠期からの切れ目ない支援を通して、妊娠・子育ての不安に対応し、子育て中の家庭を孤立化させない取り組みを進めます。
- 子どもや家族が「頼りたい」と思えるような身近な相談拠点を目指します。
- 子どもと家族に寄り添いながら、一緒に課題に向き合い、解決に努めます。

（３）子どもが子ども（自分）らしく生きることができる取り組みを進めます。

- 「子どもの声を聴く」「子どもが想いや意見を表明できる」環境を整備します。
- 子どもが家庭的な環境において、安心して暮らしていけるように、里親や養子縁組など様々な生活の場の充実を図ります。

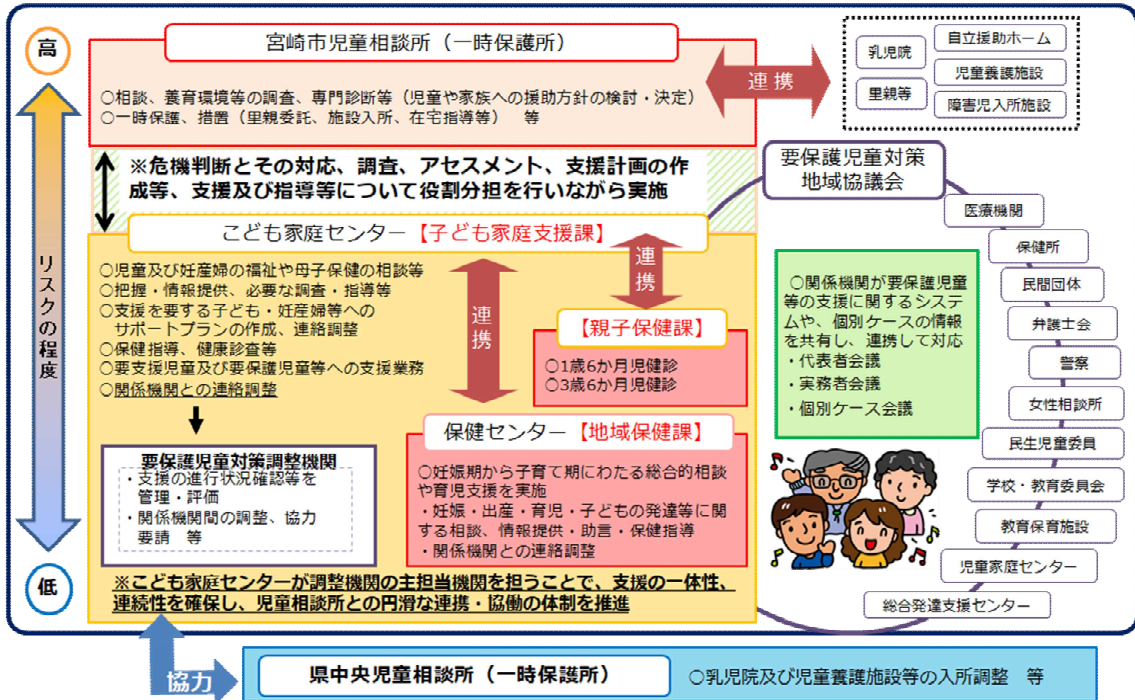
委員会での意見

- （１）から（３）までとても重要な視点。特に（２）が重要。児童虐待の未然防止の観点から、親子分離を目的とするのではなく、再統合を目的とする。家庭への支援はとても難しい課題だが、非常に重要。
- （２）については、関係機関を含めてサポートする体制を整備する必要がある。
- 子どもたちのための相談窓口を設けること（アドボケイト）が、「子どもと家族が笑顔で過ごせる」ということと、（３）につながる。

4 こども家庭センターの機能

こども家庭センターの機能

こども家庭センターを含む「宮崎市における子どもとその家庭等に対する支援体制」のイメージは以下のとおりです。



委員会での意見

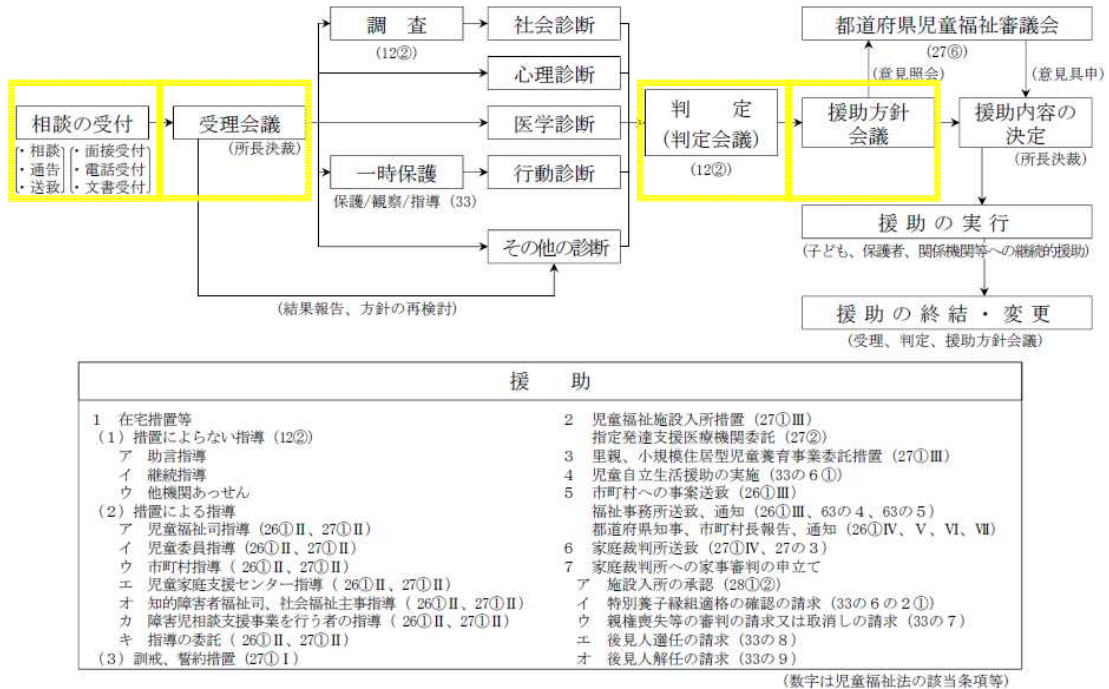
- こども家庭センター機能としては、子ども家庭総合支援拠点（児童福祉）と子育て世代包括支援センター（母子保健）の情報がひとつになる体制が整備されれば良い。
- 身近に支援者等いないため、産後間もない母親が、子どもの養育に行き詰まり虐待に至ってしまうというケースは多い。こども家庭センターの事業である「産後ケア事業」は、母子に対して、心身のケアや育児のサポートを行う事業になる。虐待の予防という視点で、ショートステイ型の拡充が必要。また、「子育て短期支援事業」は、国の制度として、子どもと保護者が一緒に利用することが可能となる。保護者が安心して子どもと向き合う場を設けるという観点から拡充が必要。
- 子どもの悩みを抱えた保護者は、外部との接触自体消極的になる傾向があると感じている。そのため、こども家庭センターの事業の中の「こんにちは赤ちゃん事業」のような訪問事業や「養育支援訪問事業」、「安全確認訪問事業」は非常に重要。今後、子育て世帯訪問支援事業の実施についても検討が必要。
- 「養育支援訪問事業」については、全国的な調査によると、約8割が保健師による助言指導となっている。しかし実際に利用者が求めているのは、生活支援だと思われるので、宮崎市としても、児童相談所を設置する前から取り組んでもらいたい。

Ⅱ 宮崎市における「こどもの総合支援拠点」のあり方について

5 児童相談所の機能

児童相談所の機能①

児童相談所における相談援助活動の体系・展開は下記フロー図とおりです。黄色囲み部分は、こども家庭センターと児童相談所が連携して対応する予定です。



出典：「児童相談所運営指針」

宮崎市児童相談所の基本的な機能は、下記のとおりです。

相談機能	子どもに関する家庭その他からの相談のうち、専門的な知識及び技術を必要とするものについて、必要に応じて子どもの家庭、地域状況、生活歴や発達、性格、行動等について専門的な角度から総合的に調査、診断、判定（総合診断）し、それに基づいて援助指針を定め、自ら又は関係機関等を活用し一貫した子どもの援助を行う。（法第12条第2項）
養護相談	保護者の病気、死亡、家出、離婚などにより子どもを養育できないなどの相談
障害相談	子どもの発達上の問題や心身の障害などに関する相談
非行相談	子どもの家出、窃盗、乱暴、性非行などに関する相談
育成相談	子どもの性格行動、しつけ、適性、不登校などに関する相談
保健相談	低出生体重児、虚弱児、内部機能障害、小児喘息、その他の疾患などに関する相談
その他の相談	里親希望に関する相談、養子縁組に関する相談、夫婦関係等についての相談など
一時保護機能	必要に応じて子どもを家庭から離して一時保護する機能 （法第12条第2項、第12条の4、第33条）
措置機能	子ども又はその保護者を児童福祉司等に指導させるほか、子どもを里親等に委託し、又は児童福祉施設等に入所させる等の機能（法第26条、第27条）

出典：「児童相談所運営指針」

児童相談所の機能②

1. 親子関係再構築支援

①定義

子どもと親がその相互の肯定的なつながりを主体的に回復するために、虐待をはじめとする養育上の課題や問題により傷ついた親子関係の修復や再構築に取り組むこと。

②児童相談所における親子関係再構築支援の体制強化

- 親子関係再構築支援を実施するための児童相談所の組織づくり
- 児童相談所でのノウハウ共有のための研修体系の構築
- 多様な主体との「協働」による親子関係再構築支援の実践
- 児童相談所が行う親子関係再構築支援メニューの充実

2. 子どもの権利擁護

①子どもの意見聴取等措置

必要となる場面

- 一時保護、在宅指導等措置、施設入所、里親等委託、指定発達支援医療機関への委託の決定・停止・解除・変更・期間の更新
- 自立支援計画の策定・見直し、自立援助ホームへの入居・入所、面会通信制限 等

②意見表明等支援事業

意見表明等支援事業の実施にあたっては専門的な知識や技術を有する意見表明等支援員の確保が必要

<主な業務内容> 子どもの立場に立って、

- 子どもの意見の形成を支援（意見形成支援）
- 子どもの希望に応じ、行政機関や児童福祉施設・里親等の関係機関に対し、意見表明を支援したり、子どもの意見・意向を代弁した上で伝達するために必要な連絡調整をする（意見表明等支援）

③子どもの権利擁護に係る環境整備

- 個別ケースに関する子どもの権利擁護の仕組みの構築
- 意見表明等支援事業の実施・活用促進等
- 子どもに対する権利や権利擁護の仕組みの周知啓発、関係者・関係機関への周知啓発や理解醸成
- 子どもの権利擁護に係る環境整備に関するその他の取組

出典：こども家庭庁「第1回児童虐待防止対策部会資料」より一部抜粋

Ⅱ 宮崎市における「こどもの総合支援拠点」のあり方について

委員会での意見

- 児童相談所だけでなく、市町村における子育て支援の充実においても、親子関係形成支援事業への取り組みが必要。児童相談所やこども家庭センターだけでなく、支援できるノウハウを持った団体を活用したほうがうまくいく事例もある。各家庭によって親子関係形成支援のあり方も異なるので、実施主体や実施場所を固定するのではなく、身近なところで親子関係の形成支援ができる体制が望ましい。そのためにもノウハウを持った団体を育てることは、児童相談所設置前からできることではないか。
- 民間団体等と連携を図りながら、アフターケアを行うことが非常に重要。
- 児童相談所設置前にできることとしては、職員が資格を取得し、市が主体となってペアレントトレーニングなどの事業に取り組むことはできる。市の事業として広報することで、子育てに不安を抱えている家庭が申込をしやすいのではないか。
- 意見聴取をするということは、子どもの意見に縛られるわけではないが、措置等に反映していくと同時に、子ども自身が意見を言う力を育てるという意味合いもある。意見聴取を行う者が、原則児童相談所職員となっているが、第三者の立場で行うアドボカシーの導入も必要だと感じている。
- 意見を聴取する立場の職員の技術と意見を聴取する環境整備が重要。意見形成から意見表明までを実質化していく必要がある。
- 専門職であっても、教育訓練等を受けていないと、意見聴取は難しい。人材を雇用したうえで、育てていくことも必要。
- 少なくとも児童相談所開設の時点では、宮崎市版の子ども権利ノートを作成し、子どもの年齢に応じた対話の仕方等について、職員間でトレーニングをしておく必要がある。
- 宮崎県と一緒に取り組むという方法もある。子どもの意見を聞かなければいけないのは、児童相談所だけでなく、市町村も同様。児童相談所設置前に市町村業務の中で宮崎市として、子どもの意見をどう聴取していくのか考えたほうが良い。

6 一時保護所の機能

一時保護所の機能

児童福祉法

〔一時保護施設の設置〕

第十二条の四 児童相談所には、**必要に応じ**、児童を一時保護する施設を設けなければならない。

児童相談所運営指針

児童相談所設置市に設置された児童相談所については、**原則として**一時保護所を設置するものとする。但し、都道府県が設置する児童相談所の一時保護所の活用や児童福祉施設への委託などにより、一時保護機能が十分に確保できる体制を整えている場合においてはこの限りではない。

一時保護所は、法令や指針では「必要に応じ」、「原則として」となっているが、令和5年4月1日時点で、他の児童相談所設置市は、**全て一時保護所を設置**しています。

目的	○ 子どもの安全の迅速な確保・適切な保護 ○ 子どもの心身の状況、その置かれている環境その他の状況の把握
あり方	○ 子どもの安全確保やアセスメントが必要な場合に一時保護を行い、その期間中は子どもと関わり寄り添うとともに、関係機関と連携しながら子どもや家族に対する支援内容を検討し方向を定める期間となる。 ○ 子どもにとっては、養育環境の変化により、精神的にも大きな不安を伴うものであるが、子どもの安全確保のため必要と認められる場合には子どもや保護者の同意を得なくても一時保護を躊躇なく行うべき。
機能	① 緊急保護・・・子どもの安全の確保 ② アセスメント保護・・・援助方針を立てるための心身状況の把握 ③ 短期入所指導・・・心理療法、カウンセリング
判断	○ 子どもの最善の利益を最優先に考慮
実施場所	○ 市が設置する一時保護施設（一時保護所） ○ 児童福祉施設、里親、警察署など（委託一時保護）
実施の決定権者	○ 児童相談所長 ○ 児童相談所設置市の長

Ⅱ 宮崎市における「こどもの総合支援拠点」のあり方について

委員会での意見（一時保護所の運用）

- 一時保護所の弾力的な運用については、一時保護自体が行政処分行為になること、一時保護所の中で自由を制限しなければいけない子どもと、そうでない子どもがいる場合のルール作りが必要になること等を考えると難しいと思われるが、一方で一時保護所の今の状況を変えるべきだという意識も必要である。
- 保護者が行き詰まり、分離しか方法がなくなった時点で一時保護をしても遅い。家庭復帰に時間がかかる。だからこそ、家族の状態が破綻する前に子どもを預かり、親子関係を調整し、回復させるための予防的な措置も必要になる。
- 一時保護所の弾力的な運用については、虐待の未然防止にもつながるので、一時保護所のスペースや人的体制に余裕があれば一時保護所の機能のひとつとして期待したい。
- 年齢に関わらず、子どもの安全・安心がきちんと確保できる体制（人的・環境）を整備する必要がある。

委員会での意見（委託一時保護）

- 一時保護が必要なケースは、行動観察などしっかりとしたアセスメントを行うという観点から、一時保護所で一時保護することが望ましい。しかし、一時保護所の職員体制や居室の課題等で所内保護が難しい場合があり、委託一時保護を行う場合がある。
- 宮崎県では、自傷、他害のおそれがある等行動上監護することが極めて困難な子どもを委託できるところ（児童精神科等の専門病床）が限られている状況。
- 国は、積極的に閉鎖空間で過ごさなければいけない子ども以外は、委託一時保護により開放的な空間で過ごしたほうが良いという考え方を示している。そのため、一時保護専用施設の積極的な設置が望ましい。

委員会での意見（権利擁護）

- 一時保護所において教育を受ける権利の保障をどうするのか、閉鎖的な空間で一時保護することが子どもにとって最善の利益と言えるのか、という視点は必要。しかし現実的にどのようなシステムを構築すれば良いのかという点は、今後も引き続き検討が必要。
- 過去に一時保護を経験した子どもから「二度と行きたくない。」と言われたいような体制等を整備する必要がある。
- 一時保護所において目指すところは、子どもの権利をしっかりと保障すること。そのために努力していかなければいけない。

7 附帯する機能

附帯機能の考え方

こども家庭センター以外に、児童相談所及び一時保護所を設置する際に同一建物にて設置・運営することで、子どもや保護者にとってメリットが高い機能を検討します。

(参考：他市が有する附帯機能の状況)

子育て支援機能	(さいたま市) 乳幼児の遊び場・プレイパーク・屋根付運動場等 (神戸市) 年齢に応じた遊び場・ひろば・図書コーナー等 (奈良市) 地域子育て支援センター・キッズスペース (明石市) 子育て支援センター (江戸川区) 地域交流スペース・子育てひろば
教育支援機能	(さいたま市) 教育相談室・適応指導教室等 (福岡市) 子どもの居場所・適応教室等 (熊本市) 教育相談室 (中野区) 就学相談・教育相談 (教育相談室・教育支援室)
障がい・療育支援機能	(奈良市) 子どもの発達相談 (神戸市) 発達支援事業
その他機能	(さいたま市) なんでも若者相談窓口・中高生活動スペース等 (中野区) 若者相談

宮崎市が考える附帯機能(想定)

① 地域子育て支援センター

小学校就学前の子どもと保護者が利用できる施設。

<事業内容>

- プレイルーム(遊び場)の開放
- 育児相談
- 子育てや子育て支援に関する情報の提供
- 子育てや子育て支援に関する講座や講習



② ファミリー・サポート・センター

<事業内容>

育児の手助けを受けたい人「依頼会員」と、育児の協力を行いたい人「援助会員」から成る会員組織で、保護者が仕事や通院などで子どもの世話や保育園等の送迎ができなくなったり、子どもを一時的に預けたい時などに利用できるサービス。

Ⅱ 宮崎市における「こどもの総合支援拠点」のあり方について

- 保育園・小学校などの送り迎え
- 一時保育（冠婚葬祭や他の子どもの学校行事の際のお預かり、その他、買い物などの用事の際のお預かり）
- 保育園・幼稚園等の開始時間まで、または終了時間後の預かり

委員会での意見

- 子育てを中心にするという考え方もあるし、立地によってどんな施設・機能と一緒になれるかという考え方もある。
- 児童相談所は、いまだに「子どもを連れて行かれる場所」というイメージを持たれている。子育ての相談を受ける場所として、相談できる雰囲気は重要。気楽に相談できる施設を目指すには、附帯する機能が重要になる。
- 児童相談所は敷居が高いイメージがある。子どもに関わる様々な相談が児童相談所に持ち込まれ、そこで完結しなくても、相談内容によってコーディネートされることで完結できる形になると良い。
- 児童相談所とこども家庭センターが一緒になることで、様々な課題を抱えた家庭に気づくことができる。
- 「なんでも子ども相談窓口」を設置し、相談窓口の入り口としてほしい。
- 虐待や養育困難のケースでは、保護者がメンタルヘルスの課題を抱えていることがある。また、児童相談所が関わる子どもや一時保護されている子どもは、虐待の影響で不安が強かったり、PTSD等の症状を表出する子どももいるので、子どもの精神科クリニックなど、専門的な附帯機能があっても良いのではないかな。
- 附帯機能を考えるうえで、「連携」という視点が非常に重要になる。
- 現在、宮崎市が考えている子どもに係る附帯機能は、保護者に連れてこられる子どもを想定しているが、中高生が安心して集まれる場所（遊び場）も附帯機能として大事。安心して過ごせる場所があることで、困り事が表出することもある。
- 家庭に困り事感のある中高生がダイレクトに相談に来ることはない。中高生の居場所に相談対応できる職員が入ることで、子どもたち同士が口コミで繋がっていく。若者センターのような子ども自身の相談の受け皿になる機能が必要。
- 附帯機能については、同じ場所・空間で実施することが非常に効果的な場合と、別の場所で委託により実施することで十分な機能を発揮する場合がある。そういう意味で、いずれの場合でも機能する、里親支援センターを附帯させる必要があるかの検討が必要。

8 社会的養護

社会的養育の推進

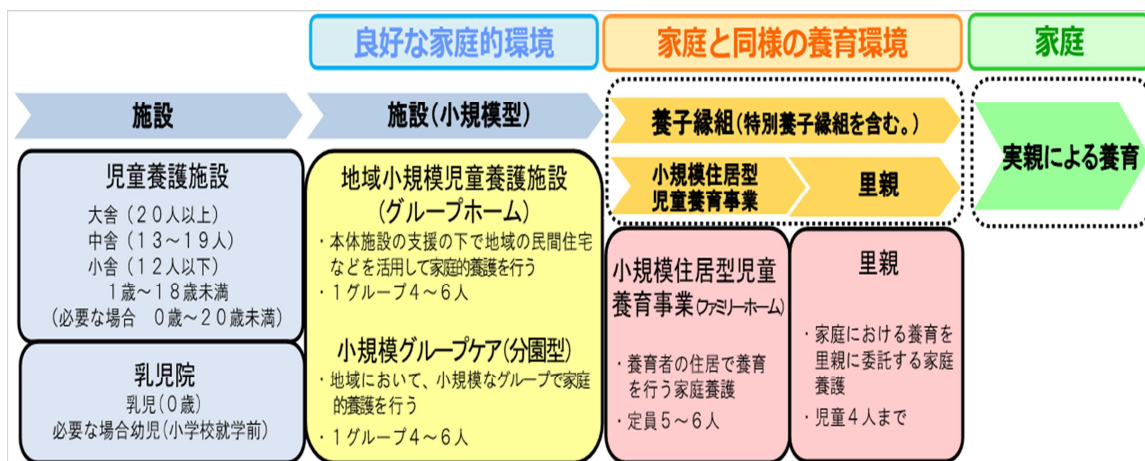
平成 28 年児童福祉法の改正により、子どもが権利の主体であることや、実親による養育が困難であれば、里親や特別養子縁組などで養育されるよう家庭養育優先の理念等が規定されました。この改正法の理念を具体化するため、国は、「新しい社会的養育ビジョン」をとりまとめました。

【平成 28 年改正児童福祉法による対応】

- ① 児童が家庭において健やかに養育されるよう、保護者を支援する。
- ② 家庭における養育が適当でない場合、児童が「家庭における養育環境と同様の養育環境」において継続的に養育されるよう、必要な措置を講ずる。
- ③ ②の措置が適当でない場合、児童が「できる限り良好な家庭的環境」で養育されるよう、必要な措置を講ずる。

※特に就学前の児童については、②の措置を原則とすること等を通知において明確化。

また、令和 5 年 4 月に施行されたこども基本法では、全ての子どもについて、適切に養育されること・生活を保障されること・愛され保護されること等の福祉に係る権利が等しく保障されるとともに、教育基本法の精神にのっとり、教育を受ける機会が等しく与えられることなどが規定されています。



Ⅱ 宮崎市における「こどもの総合支援拠点」のあり方について

新しい社会的養育ビジョン（抜粋）

乳幼児の家庭養育原則の徹底と年限を明確にした取組目標として、愛着形成に最も重要な時期である3歳未満については概ね5年以内に、それ以外の就学前の子どもについては概ね7年以内に里親委託率75%以上を実現し、学童期以降は概ね10年以内を目途に里親委託率50%以上を実現するとしています。

年度		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
登録里親数（世帯）	全国	12,315	13,485	14,401	15,607	未公表
里親等委託率（％）		20.5	21.5	22.8	23.5	未公表
登録里親数（世帯）	宮崎県	128	131	135	138	139
里親等委託率（％）		13.4	12.4	10.6	10.7	10.2
登録里親数（世帯）	【参考】	221	255	264	263	未公表
里親等委託率（％）	福岡市	47.9	52.5	56.9	59.3	未公表

児童相談所設置に伴う連携・協力機関



児童相談所設置に伴い連携・協力が必要となる宮崎市内の児童養護施設等としては、現在、児童養護施設4か所、小規模児童養護施設3か所、乳児院1か所、ファミリーホーム2か所（1か所は場所秘匿）、自立援助ホーム1か所があり、今後、関係機関との連携を図っていく必要があります。

委員会での意見

- 地域の中で、子どもたちを育てていく視点を市民一人一人が持ち、困っている子どもや保護者が大変な状況の時に、子どもを気軽に預かるなど、里親のあり方そのものを広げていく必要がある。宮崎市は養子縁組前提の里親の数が多い。だからこそ、市民啓発型による養育里親を増やしていくことがとても大事。
- 里親が相談できる環境を作るという意味でも、児童相談所以外で里親支援を行うフォスタリング機関（注）がとても大事。
- 福岡県内には6つの児童相談所がある。各児童相談所に一つずつフォスタリング機関があることで、それぞれがフォスタリング機関と良好な関係を築いている。
- 里親については、市民活動との協働が非常に重要。ただし、単に市民活動に委ねるだけでは駄目になる。しっかりと市や県が目標を持って支援していく活動が必要。
- 里親が悩みを抱えた時に、しっかりと顔が見える形でサポートできる機関を育てることは非常に重要。
- 宮崎市が児童相談所を設置した時に、児童相談所内に里親担当の職員と里親普及促進センターからの職員との両方がいるのが良い。
- フォスタリング機関に、里親の広報、リクルート、研修など何を委託するのか役割分担をした方がいい。
- 里親と聞くと非常にハードルが高く、里親に興味を持っていたとしても、その子の一生を背負えないなど、自分では受け入れできないと感じてる人も多いのではないかと。まずは里親に対してフォスタリング機関や関係機関などがしっかりと支える仕組みがあることを積極的に宣伝し、里親に興味を持っている方に安心してもらう必要がある。
- 短期的な里親委託制度（一時保護里親やショートステイ里親）を設けることで、里親の心の負担を少しでも軽くする必要がある。そのためには、宮崎県において短期専門の養育里親の認定が必要になるので、積極的に宮崎県に働きかけを行って欲しい。
- 里親委託は子育て支援であるということを、子育てに困っている親御さんにも知ってもらう必要がある。経済的・身体的な理由で子育てが十分にできず困った結果として、子どもたちが愛着障害に陥ると、何世代にもわたって影響が及んでいく。
- 開設するまでに、里親普及促進センター等と協議をしながら、市としてできる里親制度の拡充を目的にした催しなどを実施してもよいのではないかと。行政主導といえども、民間と協力をしながら社会的養護の子どもたちの明るい未来を作っていくという意味でも、里親制度の普及のあり方について検討が必要。
- 児童相談所の設置前から、社会的養護自立支援拠点事業を実施している事業者等と交流するなど、まずは、できることから取り組んでいくことが必要。

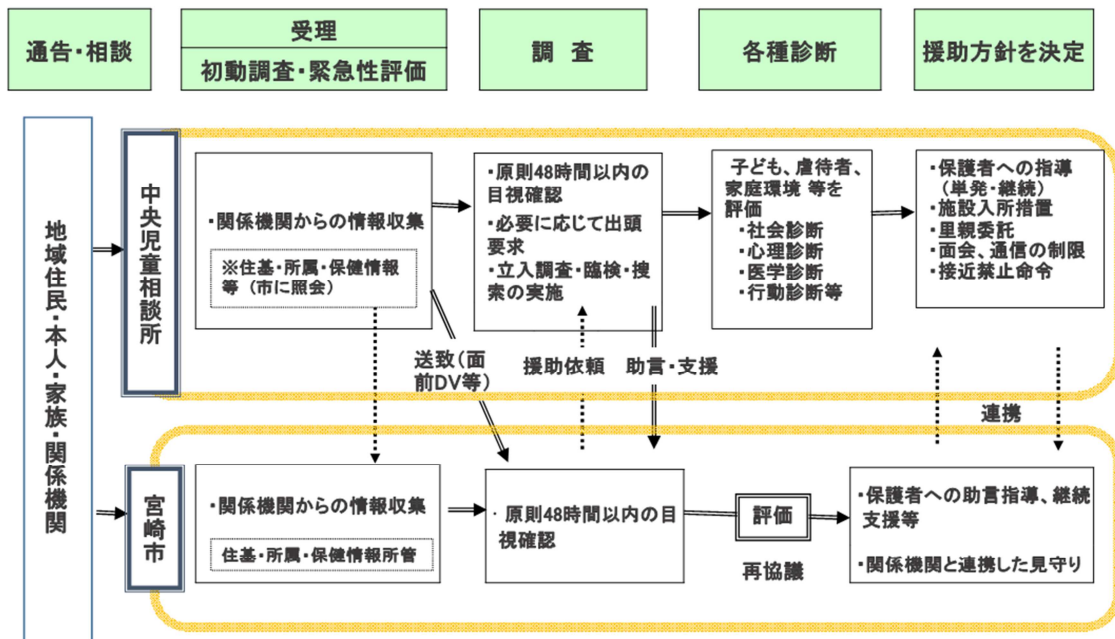
（注）フォスタリング機関…里親のリクルート及びアセスメント、里親登録前後及び委託後における里親への研修、子どもと里親のマッチング、子どもの里親委託中における里親養育への支援、里親委託措置解除後における支援に至るまでの一貫した里親支援を行う機関

Ⅲ 宮崎市における「こどもの総合支援拠点」の体制について

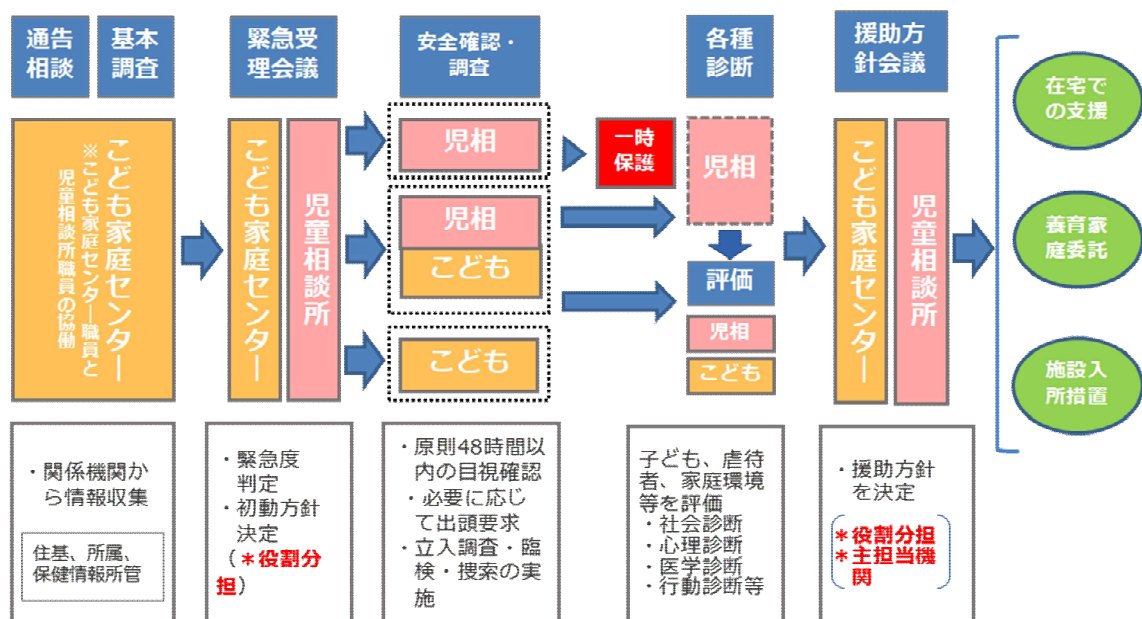
9 連携体制

こども家庭センターと児童相談所の役割分担（初動対応について）

（現状）



（今後）



現在、一時保護が必要となるようなリスクの高いケースは宮崎県中央児童相談所、中から低程度のケースは宮崎市が担っており、比較的軽いケースの対応は宮崎市に送致され、重いケースの対応は宮崎市から宮崎県中央児童相談所に援助依頼を行うなどの連携を図っています。

宮崎市が児童相談所を設置することで、全て宮崎市の職員で行うことになります。

そのため、こども家庭センターと児童相談所は、危機判断とその対応、調査、アセスメント、支援計画の作成等、支援及び指導等について役割分担をしながら実施します。

これまで以上に細かい情報共有や対応方針のすり合わせなど、緻密な連携が取りやすくなり、児童虐待等の早期対応が期待できます。

委員会での意見

- 宮崎市が児童相談所を設置することはとても意味のあること。しかし設置にあたっては、宮崎県との関係がとても大事になる。
- 児童相談所と直接関わる児童養護施設の職員や学校の教諭等に、利用しやすい児童相談所について意見を聴取することも大事。
- 子どものことで悩みを抱えた家庭が、どこに相談をすれば対応してもらえるのか、とても大事なことなので、市民にとって分かりやすい組織にする必要がある。
- 児童相談所や189（注）には様々な相談が寄せられるが、不安で仕方がない保護者が189に連絡できるかという点難しい。一番最初に相談対応した部署から、必要な部署につないでいけるような相談支援体制、利用者が利用しやすい体制を作る必要がある。
- こども家庭センターが担う役割の中で、きめ細やかな家庭支援を通じた虐待の未然防止や虐待が起きてしまった後の家庭復帰に向けた支援、再発防止の環境整備に期待している。
- こども家庭センターが窓口になって、リスクに応じて児童相談所に振り分けたほうがよいのではないか。
- 支援をするにあたり、こども家庭センターと児童相談所が重なり合いながら、お互いに責任を持って対応するための連携体制とリスクの程度に応じた役割分担が非常に重要。
- こども家庭センターと児童相談所のどちらが対応したほうが良いかを考える前に、リスクアセスメントやニーズアセスメントをどういう体制で行うか考える必要がある。

こども家庭センターと児童相談所の体制

今後、妊産婦や子育て世帯、子どもにとって受け入れやすく、分かりやすい相談支援体制を整備していく必要があります。

（注）189…（いちはやく）児童相談所虐待対応ダイヤル。虐待かもと思った時などに、すぐに児童相談所に通告・相談ができる全国共通の電話番号

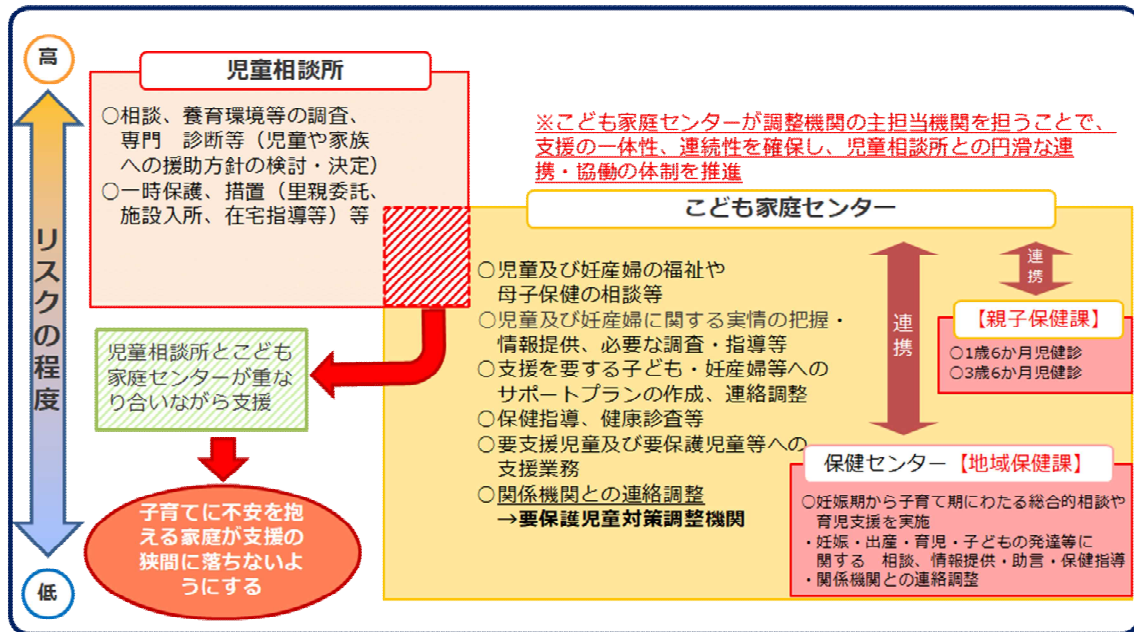
Ⅲ 宮崎市における「こどもの総合支援拠点」の体制について

	児童相談所	こども家庭センター
位置づけ	法に基づき 強力な行政権限 を迅速・適正に行使するとともに、 高度な専門性を必要 とする相談や児童虐待対応を行う機関	全ての妊産婦や子育て世帯、子どもに対して 、一体的に相談支援を行う機能を有し、地域とのつながりを活かした子育て支援や見守り等により、 子どもが安全に楽しく家庭で生活できるように支援する機関
役割分担	● 児童虐待対応 (重度) ・ 専門的な相談、助言・指導 ・ 一時保護、養護施設等への措置 ・ その他法的権限 ● 児童虐待の再発防止 (子どもや保護者のメンタルケアなど)	● 児童虐待の未然防止 (要保護児童対策地域協議会) ● 児童虐待対応 (中度～軽度) ● 親子と一緒にサポートプランの策定、実施 ● 親子の心身の健康を保持し、子育てに関する様々な悩みに対応 ● 児童虐待の再発防止 (地域における見守りなど)
	● 療育手帳の判定 ● 社会的養護の体制強化 など	● 妊産婦支援、乳幼児支援 ● 育児相談、助言・指導 ● 子育て支援サービスの提供 など

委員会での意見

- 児童相談所長の職責は肥大化しており、来年度からは司法審査も導入される。児童相談所長 1 人で児童相談所業務に加えて、こども家庭センター業務（母子保健分野と児童福祉分野）の決裁権者を担うのは厳しい。また、それを担える人材を確保することも難しい。
- 児童相談所とこども家庭センターのトップは、それぞれに専門性が高い人材を配置しなければならない。もし、児童相談所長がこども家庭センター部分の統括責任者も担うのであれば、もう一人補佐する人材が必要になると思われる。
- 児童相談所長がすべてを決定するわけではない。弁護士や医師などが関係機関からの情報を多角的・総合的に判断するための会議（援助方針会議）もある。その結果をもって、児童相談所長が最終判断をすることになる。個人に専門性を押し付けるのではなく、組織としての専門性を上げるという視点を持った方が良い。
- 課題はあると思うが、こども家庭センターと児童相談所は一体的に運営できる体制が理想。
- 組織がどういう形であっても、連携が取れる体制が整備されているかが最も重要である。
- 基本的なことだけを考えると、こども家庭センター機能の一部に児童相談所機能があると考えたほうが理解しやすいのではないかと。リスクの程度に関わらず、一旦全てをこども家庭センターで受けたうえで、児童相談所と役割分担をする方が整理しやすいし、ケースの押し付け合いになりにくいのではないかと。
- こども家庭センターと児童相談所の組織体制がどうなるかにもよるが、つながりが必要な機関同士なので、設置場所も含めてお互いの関係性を見極めておいたほうが良い。

こども家庭センターと児童相談所の連携（イメージ図）

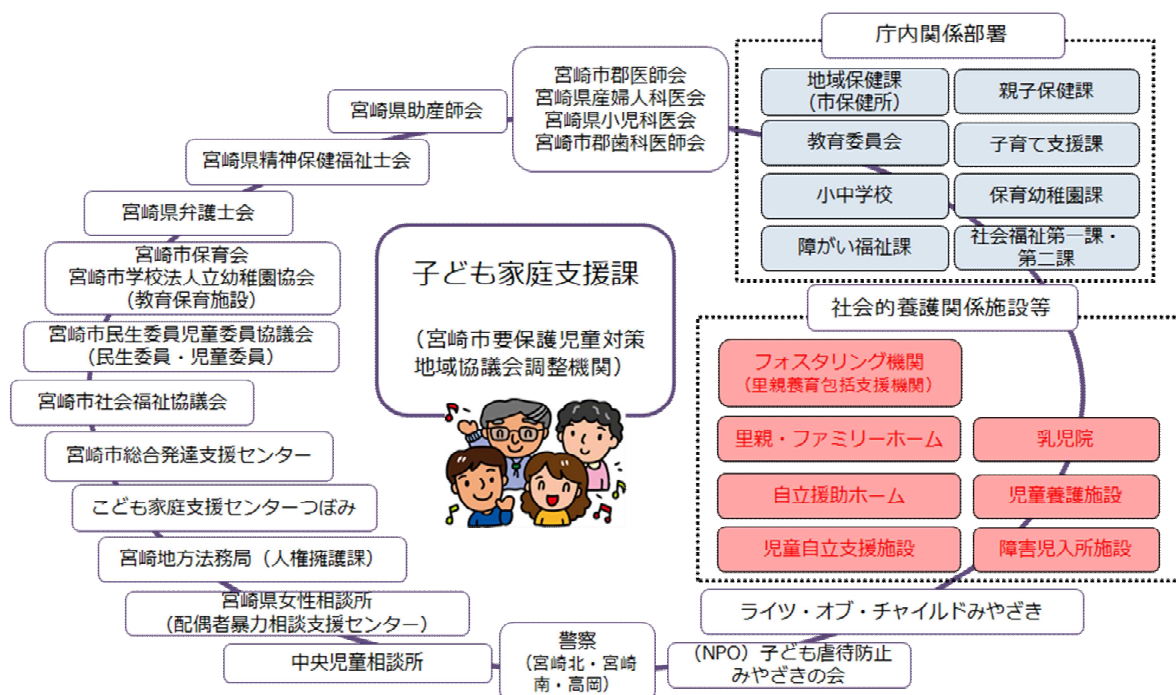


委員会での意見

- こども家庭センターは、全ての妊産婦と子ども、その保護者が対象となる。そのため、虐待の有無に関わらず必要な支援を行う機関になるので、ポピュレーションから要保護支援までを一体的に支援することになる。その上で、リスク等により児童相談所と役割分担をはかることになる。
- こども家庭センターと児童相談所は、児童虐待に係る初期対応だけでなく、その後についても役割分担を行いながら継続支援を実施することになる。こども家庭センターと児童相談所は実施する支援が異なる。どちらが支援するのがより良いのかを合同で判断することになる。継続支援においても、両方が一緒になることの大きなメリットだと考えられる。

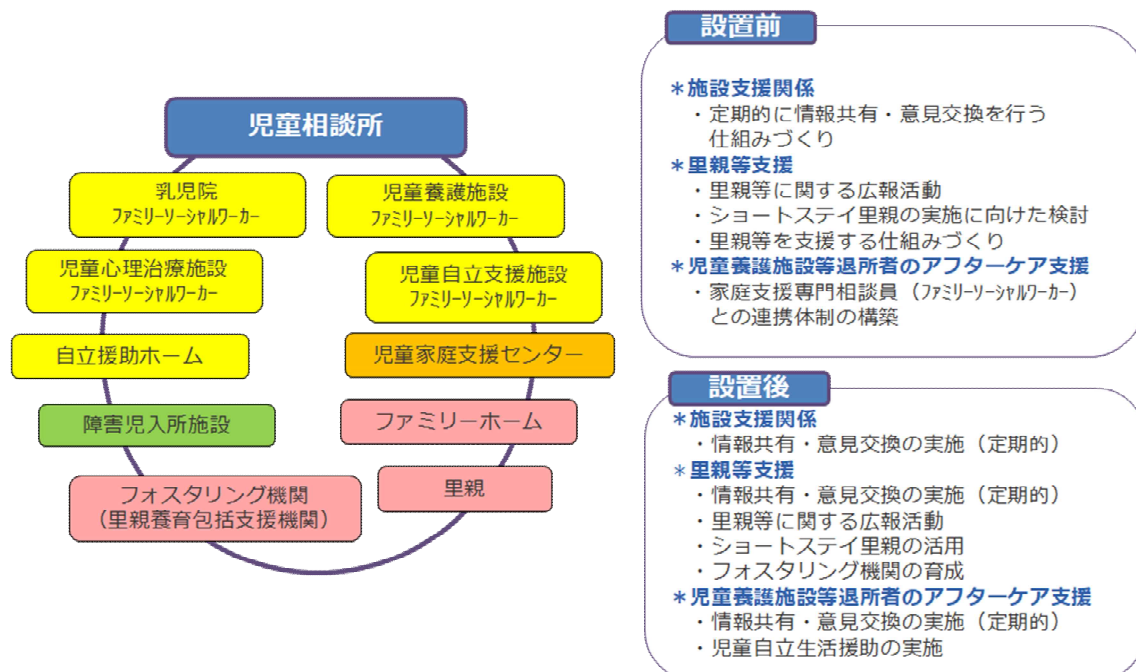
Ⅲ 宮崎市における「こどもの総合支援拠点」の体制について

要保護児童対策地域協議会を中心とした関係機関との連携（イメージ図）



※赤字：現在、要保護児童対策地域協議会構成機関ではない。→今後検討予定

児童相談所と社会的養護関係施設との連携（イメージ図）



委員会での意見

- 未然防止という観点において市は、要保護児童対策地域協議会を設置し、子どもにとって身近な機関と関係性を構築しており、併せて社会資源も有している。児童相談所がこども家庭センターと連携することで、宮崎市の児童相談所は、虐待の未然防止を意識した活動ができるのではないかと期待している。
- 連携を図るうえで、顔が見える関係かどうかという点がとても重要。
- 児童養護施設等も地域支援等に取り組むという方向性が示されており、専門的な知見を持って地域に児童養護施設等のノウハウを提供していくという意味でも、ぜひ要保護児童対策地域協議会の構成委員に入れてもらいたい。
- 宮崎市として、どのような形で里親をサポートしていくのか。また宮崎県や里親関係の団体等とどのような連携体制を構築していくのか、今後検討が必要。特定の団体に宮崎県と宮崎市の両方が負荷をかけるのは望ましくないが、現実的に里親関係の団体自体が少ないため、とても難しい課題。
- 児童養護施設や里親等と連携を図るには、まず信頼関係の構築が重要。児童相談所設置前から、対話を通して、それぞれの施設の特色等を理解したうえで、信頼関係を構築する必要がある。
- 児童相談所を設置する前から、こども家庭支援センター（児童家庭支援センター）を積極的に活用するのがよい。
- 里親委託や施設措置を解除するときは、入所中に保護者と市が顔合わせをする仕組みを作ると在宅に帰った際の支援がスムーズにいく。

10 想定事業規模

想定される児童虐待相談対応件数

児童相談所職員の配置数等は、人口に応じた基準に加え、児童相談所開設時の**前々年度の児童虐待相談対応件数**に応じて決まります。

しかし、児童虐待相談対応件数は、全国的に右肩上がりで推移しており、宮崎市においても増加傾向にあります。

そのため、仮に令和8年度の児童虐待相談対応件数を次のとおりとして、職員配置を想定しました。

県中央児童相談所における児童虐待相談対応件数の内

宮崎市分（令和4年度速報値）・・・・・・・・・・690件

全国の直近3年間の児童虐待相談対応件数の伸び率（2年間）

（令和2年度：205,044件 ➡ 令和4年度：219,170件）・・・7%

令和4年度から令和8年度までの4年間の伸び

想定される児童虐待相談対応件数 690件×107%×107%=790件

委員会での意見

- 児童虐待相談対応件数は、右肩上がり、相談件数も伸びている。設置の前々年度の数字が目標になると、現時点での数字とも違う。単なる数字の比較で規模を算出するのではなく、宮崎市がどういう児童相談所を必要としていて、どのように提供しようとしているのか考える必要がある。
- 県の児童相談所は体制が厳しいため、それを参考に算定するのではなく、少し余裕を持った算定の必要がある。
- 毎週面接するとか、家庭訪問するとか本当はもっとしなければいけないが、職員は長時間働いているため、やりたいと思ってもやれない。そのため、この数を前提にしてももっと増えるし、丁寧に子育て支援をやるなら、当然に2倍3倍の時間がかかる。それを前提にこれから考えていく必要がある。
- 施設入所・里親委託児数、継続指導・児童福祉司指導数、通告の調査数など、様々な件数を想定し、児童福祉司一人当たりの担当件数を算定する必要がある。
- 子育て支援や虐待予防へのこども家庭センターの丁寧な支援を考えるなら、中学校区に一人の相談員が必要。保健師だけでなく各保健センターにソーシャルワーカーが必要である。

11 一時保護所の定員と体制

定員数の考え方

一時保護所の定員について、子ども家庭福祉分野を専門としている和田一郎氏の著書「児童相談所一時保護所の子どもと支援」によると、「**非予測性と公共性の高い一時保護所の定員は、現状の2倍以上を見込むことである**」とされています。

※出典 和田一郎「児童相談所一時保護所の子どもと支援」、明石書店、2016

上記の考えを踏まえて、1日当たりの平均保護人数を次の2パターンで考え、必要となる基準人数を算出しました。

保護人数(令和3年度所内保護宮崎市分)×平均保護日数(①宮崎県、②全国)÷365日
=1日あたりの平均保護人数

①基準人数：85人×24.1日(宮崎県)÷365日=5.61人≒6人

②基準人数：85人×32.7日(全国)÷365日=7.61人≒8人

(6人～8人)×2倍=**12～16人**

これに、個室対応男女1名ずつを加えたパターンも含め、**12人～18人の中で検討**しました。

必要な職員体制

一時保護所の職員配置は、これまでは「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準」を準用。令和6年4月からは、「一時保護施設及び運営に関する基準」が新設されます。

国が示す基準案を現行の基準と比較すると次のとおりとなります。

年齢	一時保護施設の設備及び運営に関する基準案	児童福祉施設の設備及び運営に関する基準
満2歳に満たない幼児	1.6人につき1人以上	1.6人につき1人以上
満2歳以上満3歳に満たない幼児	2人につき1人以上	2人につき1人以上
満3歳以上の幼児	3人につき1人以上	4人につき1人以上
少年	3人につき1人以上	5.5人につき1人以上

また、夜間に関する職員配置についても次のとおり規定されます。

- ① 一時保護施設(ユニットを整備していないものに限る。)には、夜間、職員2人以上を置かなければならない。
- ② 一時保護施設(①に規定するものを除く。)には、一のユニットごとに職員1人以上を置かなければならない。ただし、夜間に配置される職員全体の数は、2人を下ることはできない。
- ③ 一時保護施設において児童相談所の開庁時間以外の時間における児童福祉法第25条第1項の規定による通告に係る対応を行う場合には、一時保護施設には、夜間、①及び②に掲げる職員とは別に、当該対応のために必要な職員を置くよう努めなければならない。

Ⅲ 宮崎市における「こどもの総合支援拠点」の体制について

職員体制の想定

一時保護所の職員配置について、次のとおり想定しました。

【勤務時間】 ※ 2 交代制で計算

日中の勤務時間を 8 : 55 ~ 17 : 40 (7 h 45 m : 1 回分の勤務時間)

夜間の勤務時間を 17 : 10 ~ 9 : 50 (15 h 30 m : 2 回分の勤務時間)

【日中必要な職員数】

幼児については 1.6 人につき 1 人、男児及び女児については 3 人につき 1 人で計算
 $(\text{幼児}) \div 1.6 \text{ 人} + (\text{男児} + \text{女児}) \div 3 \text{ 人}$

【1 日に必要な延べ職員数】

日中勤務の職員数 + 夜間勤務の職員数 (3 人) $\times 2$

【1 年に必要な延べ職員数】

(必要な職員数) $\times 365 \text{ 日}$

【職員 1 人当たりの年間勤務日数】

365 日から土・日・祝日を除く

$365 \text{ 日} - (52 \text{ 週} \times 2 \text{ 日休}, 16 \text{ 祝日}, \text{年末年始 } 5 \text{ 日}, \text{年休 } 20 \text{ 日}, \text{夏期休暇 } 5 \text{ 日}, \text{研修 } 4 \text{ 日})$
 $= 211 \text{ 日}$

【必要な職員数】

$(1 \text{ 年に必要な延べ職員数}) \div (\text{職員 1 人当たりの年間勤務日数})$

定員	必要な職員数	必要な部屋数 (想定)
18 人	25 人	幼児 4 人、児童 14 人 (男児 7 人、女児 7 人) ・ユニット 3 つ (4 人、6 人、6 人) ・1 人用個室 (男児・女児用) 1 部屋ずつ (感染症等への対応のため) ・複数児童での利用可能な広さの部屋を男女に 1 部屋ずつ (定員 1 名)
16 人	23 人	幼児 4 人、児童 12 人 (男児 6 人、女児 6 人) ・ユニット 3 つ (4 人、6 人、6 人) ・感染症等への対応は、静養室等を活用 ・複数児童での利用可能な広さの部屋を男女に 1 部屋ずつ (定員 1 名)
15 人	23 人	幼児 4 人、児童 11 人 (男児、女児のどちらかが 6 人) ・ユニット 3 つ (4 人、5 人、5 人) ・1 人用個室 (男児・女児利用可) 1 部屋 (感染症等への対応のため) ・複数児童での利用可能な広さの部屋を男女に 1 部屋ずつ (定員 1 名)
12 人	21 人	幼児 4 人、児童 8 人 (男児 4 人、女児 4 人) ・ユニット 3 つ (4 人、4 人、4 人) ・感染症等への対応は、静養室等を活用 ・複数児童での利用可能な広さの部屋を男女に 1 部屋ずつ (定員 1 名)

委員会での意見（定員）

- 定員が多いと、ギリギリまで一時保護をしないと、満床のため一時保護を断るといったことがなくなる。
- 定員が多いと、レスパイトとしての利用も可能になる。ショートステイと一時保護の両方をうまく使い分けることで、児童相談所が関わるケースは一時保護所、こども家庭センターが関わるケースはショートステイといった使い分けができるかもしれない。
- 定員満床がずっと続くということは考えられない気がするが、子どもが増えたときにもちゃんと対応できるだけの職員配置をする必要がある。常時、複数の職員で対応できるようにするという事を考えると、定員を多めに取っておいた方がいい。
- 行動観察や治療をすることが必要な子どもたちを、ひどくなってから預かるのではなく、早い時期から預かれるような形にした方がよい。定員が少ないとどうしても満床で断ってしまう可能性が高いので、多い方がいいのではないかと考えている。報告書の中に定員は18人がいいと記載して欲しい。

委員会での意見（職員体制）

- 職員もできる限り、子どもに何かトラブルが起こった時、緊急でも出勤ができる人を今後シフトを組む時に検討してほしい。
- 児童自立支援施設にいた時も、就寝時間になるまで職員をプラスアルファして、フレキシブルにやっていた。職員についても可能な限りプラスアルファの部分を見込んで考えた方がよい。
- 子どもの安心や安全であるとか、子どもが不安な気持ちになる時に誰かが寄り添えるだけの余裕を持った職員配置というのが必要になる。
- 実際に動き出した時に、18人定員といって18人がすぐすぐに埋まらないとすると、子ども一人に対して何人もの職員が対応するという形になるかもしれないが、それはそれで必要なことだと思う。
- 夜間の勤務時間帯は6人を1人で見ないといけない。一時保護される子どもは、どんな子どもが来るかわからない。非行の子どもや虐待を受けた子ども、発達障害がある子どももいる。様々な課題を抱えた子どもを1人で見ると考えれば職員数は全然多くない。
- 新基準が十分ではなくて、最低基準。そのため、プラスアルファが必要。
- 休みが取れ、研修も受けられる勤務体制なのか、実際に、シミュレーションしたほうが良い。
- 職員が少なくなる夜間の時間帯は、子ども同士で様々なトラブルを起こす。中には子どもの命に関わる場合もある。トラブルが起きた際、職員が適切に対応できるよう、複数体制（少なくともうち一人は正職員を配置）で子どもを見守る夜間の体制を整備する必要がある。

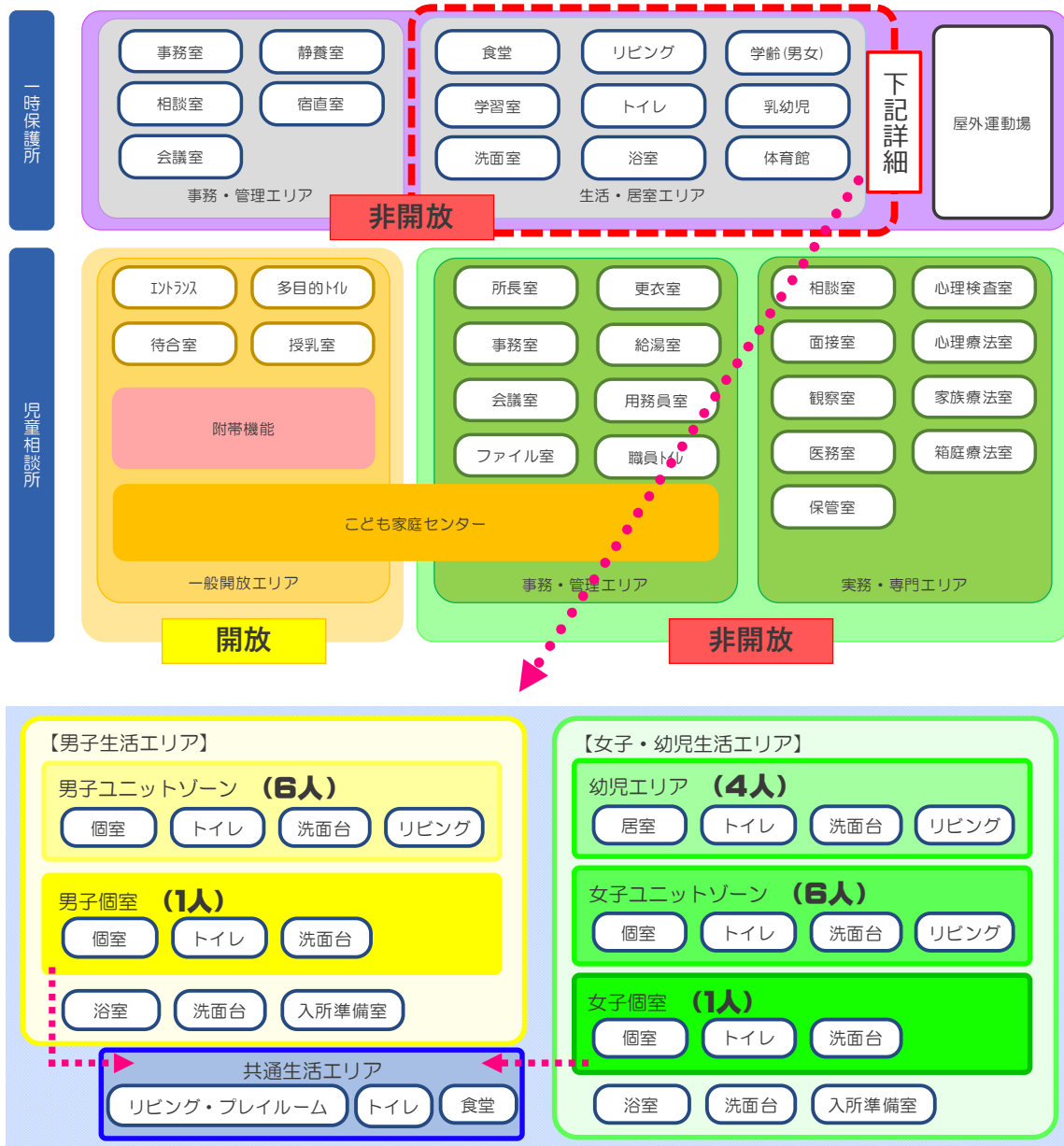
Ⅲ 宮崎市における「こどもの総合支援拠点」の体制について

- 様々な課題を抱えた子どもの対応にあたって、夜間は夜勤体制を整備しなければいけない。
- 日中だけでなく、夜間においても専門性を持った職員の配置、一定程度トレーニングを受けた職員の配置が必要。
- 職員の人数については、職員の負担を考えると多ければ多い方がいい。その中で、2交代制、3交代制のどちらがいいかは、職員の就業環境を整える必要がある。
- 勤務体制は、2交代制を3交代制にして、13時頃に出勤し、22時過ぎまでの勤務を作った方がいいかもしれない。午前は学習指導等が入るため、子どもたちも一定数は学習室に入っている。それ以外の子どものフォローを職員がする。午後は身体を動かす活動をする人が多い。午後から入って22時過ぎまでという勤務を組んだ時に、ローテーションが回るかはやってみないと分からないので、シミュレーションをしたほうが良い。

12 必要な諸室

必要な諸室のイメージ図

必要な諸室として、定員 18 人を想定したイメージは以下のとおりです。



Ⅲ 宮崎市における「こどもの総合支援拠点」の体制について

(参考：他市の定員の状況)

令和４年度

	児童人口 (15歳未満)	児童虐待相談 対応件数	定員数	平均 入所率	1万人当 りの定員数
港区	35,340	1,029	12	71.7%	3.40
世田谷区	107,762	1,683	26	81.3%	2.41
中野区	30,148	817	12	62.0%	3.98
荒川区	24,086	481	10	89.5%	4.15
江戸川区	84,438	2,002	35	69.2%	4.15
横須賀市	40,317	962	25	98.4%	6.20
金沢市	55,753	693	12	59.7%	2.15
明石市	42,548	602	25	31.1%	5.88
奈良市	39,722	385	12	91.5%	3.02
全国	14,649,000	－	3,445	－	2.35
宮崎市	54,839	690	18	－	3.28

委員会での意見

- 居室については、実際には、複数人数利用を考えるよりも、多くて２人ぐらいを想定し、部屋を少し広めに作る形が良い。
- 兄弟姉妹であっても、必ずしも一緒がいいというわけではない。兄弟姉妹間であっても、下の子は望むけれど、上のお兄さんお姉さんが望まないなど非常に微妙な関係がある。そういう意味では、どこまで兄弟姉妹一室ということを考えてくのかは難しい。
- 全部個室にしてしまうよりも、複数で対応できるような部屋を一つは作っていた方がよい。
- 両方が希望する場合は二人部屋にするけれども、基本は一人部屋とした方がよい。
- クールダウンをさせる個室が無いと、発達障害がベースにあるお子さんは、ちょっとしたきっかけで不安定になることやパニックになることがあるため、一時保護が厳しい。
- ジェンダーアイデンティティへの対応については、お風呂や居室が一人であることが必要。
- 入所準備室については、想定されるのは感染症もだが、夜間の警察からの身柄付き通告で入ってきて、すぐに集団に入れるよりも一晩そこに泊まって、児童福祉司が面接し、次に一時保護所の職員が説明をする場として、入所準備室は集団とは離れたところであった方がよい。
- オープンエリアにある静養室よりも感染症のことを考えると切り離れた方がより安全。
- 虐待を受けた子どもたちは、夜になるととても不安定になるので、情緒不安定になる子どもたちのパニックや、もしくは夜驚症のような状態に対応するためには、できるだけ職員の近いところにいる方がよい。
- 子どもとの結びつきを持ち、フォローする意味合いでは、目の届くというのも必要で、ちょっと気になる子どもの場合には、事務室の隣の部屋を利用してもらう方がよい。

Ⅲ 宮崎市における「こどもの総合支援拠点」の体制について

- 部屋を広く感じるか狭く感じるかは個人差がある。子どもにとったら、それまで生活してきた環境が自分の部屋がもらえていないような生活をしてる子どもだったりすると、広すぎると言って押し入れに布団を引いて寝るような子どもも実際にいた。
- 日本人だからなのか、安心感というか、畳の上だと布団をひかなくても気持ちよさがある。逆にベッド等を入れると、自傷行為等がおきないように、材質などを含めて様々なことを考えないといけない。
- 一部屋 8 平米ではなく 10 平米にした方がよい。建設費の問題とかあると思うが、高齢者施設は 10 平米で、最低でも特別養護老人ホームとかの個室は 10 平米となっている。それに比べて子どもは体が小さいからといって基準が違うことには違和感を感じる。できれば 10 平米にした方がよい。
- 児童相談所とこども家庭センターは同じ建物ではなく、同じ部屋の方がよい。
- 別の児童相談所では、職員が増えすぎてしまい、児童福祉司と児童心理司が同じ部屋にすることができず、児童心理司が別の部屋に移ったところもある。その結果、一緒に部屋の時には何気なく入ってきた情報が、部屋が別になっただけで、情報量が格段に減ってしまったと聞いた。それを考えると、同じ部屋がよい。

13 人材確保及び育成

児童相談所の構成

児童相談所の規模は、「児童相談所運営指針」によると、宮崎市は、人口 150 万人未満の地方公共団体のため、B 級（総務部門、相談・措置部門、判定・指導部門、一時保護部門）での構成となります。

児童相談所・一時保護所に必要な職員は、児童福祉司スーパーバイザー、児童福祉司、相談員、医師、保健師、児童心理司スーパーバイザー、児童心理司、心理療法担当職員、弁護士、児童指導員、保育士などが必要となります。

この内、必要な職員数が決められている者は以下のとおりです。

	職名	必要な職員数
児童 相談 所	児童福祉司	①《人口基準》 $401,339 \text{ 人} \div 30,000 = 13.4 \text{ 人} \approx 14 \text{ 人}$ (端数切り上げ) ②《相談対応件数に応じた配置基準》 $(790 \text{ 件} - (401,339 \text{ 人} \times 0.001)) \div 40 = 9.7 \approx 10 \text{ 人}$ (端数切り上げ) ③《里親養育支援児童福祉司》1 人 ① + ② + ③ = 25 人必要
	児童福祉司 スーパーバイザー	・児童福祉司：《人口基準》14 人 + 《相談対応件数に応じた配置基準》10 人 = 24 人 $\Rightarrow 24 \text{ 人} \div 6 = 4 人必要$ (端数四捨五入) ※児童福祉司の内数
	児童心理司	・児童福祉司 2 人につき 1 人以上配置することを標準 ・児童福祉司：《人口基準》14 人 + 《相談対応件数に応じた配置基準》10 人 = 24 人 $\Rightarrow 24 \text{ 人} \div 2 = 12 人必要$ (端数四捨五入)
	児童心理司 スーパーバイザー	【本市における想定職員数】 $\Rightarrow$ 2 人必要 。
一時 保護 所	一時保護所職員 (児童指導員・保育士)	【定員 18 人の場合】 25 人必要
	心理療法担当職員	おおむね児童 10 人につき 1 人以上 2 人必要
	看護師	9 時から 17 時の間、常時 1 人以上 1 人必要
	学習指導員	学齢児 8 人につき 1 人以上 2 人必要

委員会での意見

- 医師、弁護士は常に相談できる体制が必要なので確実な配置に向けて早めの準備が必要である。
- 医師、弁護士について、常勤、非常勤のどちらが良いのか、常勤のメリットは常にそこにいて相談できること、逆にデメリットとして、固定することで他の弁護士との連携が取れないという面がある。一つは弁護士会や医師会の方の都合もあるが、まだ準備の期間があるから、宮崎市としても常勤のメリット、デメリットを考えるのが良い。
- 子どもの権利委員会に対して、今後弁護士会として宮崎市の児童相談所設置に向けて連携していくという提案をして良いか確認し承諾を得た。今後どのような協力体制になるかは詰めていかなければいけないと思うが、より良い協力体制を組んでいきたいと考えている。
- 援助方針会議に医師や弁護士が入ると、例えば、このケースの場合には法的にこう考える、子どものこういう行動はPTSDと考えた方が良い、というように、診断・助言だけではなくて職員教育の場にもなる。
- 支援が必要なケースは、ポピュレーションまで含めた支援を担当しているこども家庭センターが持つため、この部分も手厚くすることが必要。子ども家庭総合支援拠点は、児童人口と虐待対応件数で職員配置が決まっているが、国はこれを引き継ぐと言いながら、こども家庭センターの職員配置を決めていない。
しかし、基本的に子ども家庭総合支援拠点の児童人口プラス虐待対応件数で算出した職員数より減らしては駄目だと考える。現場感覚からすると、児童相談所の職員と同じぐらい、もしくはそれ以上にこども家庭センターの職員を増やさなければいけないと考えている。
- 児童心理司のスーパーバイザーは、スパン・オブ・コントロールの観点から、児童心理司 12 人ならスーパーバイザーは 2 人は必要である。

14 児童相談所の設置場所の考え方

児童相談所の管轄区域については、法令で以下のとおり規定されています。

児童福祉法（第12条第2項 令和5年4月1日施行）

児童相談所の管轄区域は、**地理的条件、人口、交通事情**その他の社会的条件について政令で定める基準を参酌して都道府県（児童相談所設置市）が定めるものとする。

児童福祉法施行令（第1条の3 令和5年4月1日施行）

第1号 **児童相談所と市町村及び学校、医療機関その他関係機関とが相互に緊密な連携を図ることができるよう**、管轄区域内の主要な関係機関等の利用者の居住する地域を考慮したものであること。

第3号 管轄区域における交通事情からみて、法第二十五条第一項の規定による通告を受けた場合その他緊急の必要がある場合において、**速やかに当該通告を受けた児童の保護その他の対応を行う上で支障がないこと**。

上記法令以外でも下記について検討していく必要があります。

- ✓ **利用者が来所しやすい場所**であること
- ✓ 施設内の**見下ろしを配慮**し、高い建物が周囲に少ない敷地であること
- ✓ 建物だけでなく、駐車場や所庭などの屋外施設も**余裕をもって配置ができる敷地**であること。
- ✓ 屋外には、運動遊びのできる設備を備えた**十分な広さ**の遊び場があること

そのため、以下の事項について検討しました。

検討1. 児童相談所設置市の市域（km²）

宮崎市	横須賀市	金沢市	明石市	奈良市
644	101	469	49	277

検討2. 車での移動時間（本庁舎及び各総合支所間）

	本庁舎	佐土原	高岡	田野	清武	合計
本庁舎		32 分	24 分	31 分	20 分	107 分
佐土原	32 分		35 分	52 分	50 分	169 分
高岡	24 分	35 分		24 分	26 分	109 分
田野	31 分	52 分	24 分		16 分	123 分
清武	20 分	50 分	26 分	16 分		112 分

検討３．宮崎市内の代表的な鉄道駅・乗車人員（平成 30 年度）

駅	乗車人員(人/日)
宮崎	4,952
南宮崎	1,891
佐土原	1,112
宮崎空港	955
日向住吉	904

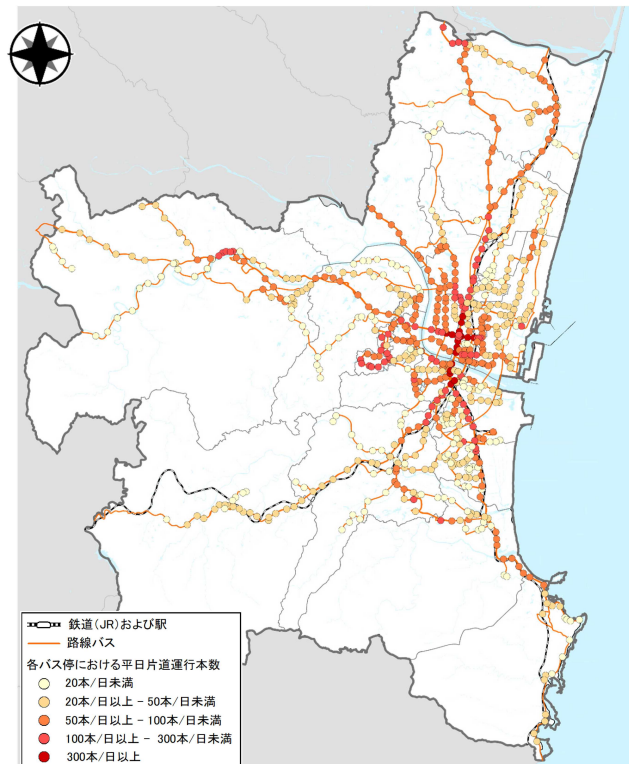
駅	乗車人員(人/日)
清武	575
宮崎神宮	537
田野	520
木花	362

出典：「宮崎市地域公共交通網形成計画」

検討４．市内路線バス停の乗車数

乗車数ベスト 10(人/月)	
宮崎シティ	39,077
橋通 3 丁目	32,742
宮崎駅	22,380
橋通 1 丁目	17,765
橋通 2 丁目	12,346
ボンベルタ橋前	11,750
宮交橋通支店前	10,462
山形屋前	10,181
江平 1 丁目	6,010
イオンモール宮崎	4,877

出典：「宮崎市地域公共交通網形成計画」

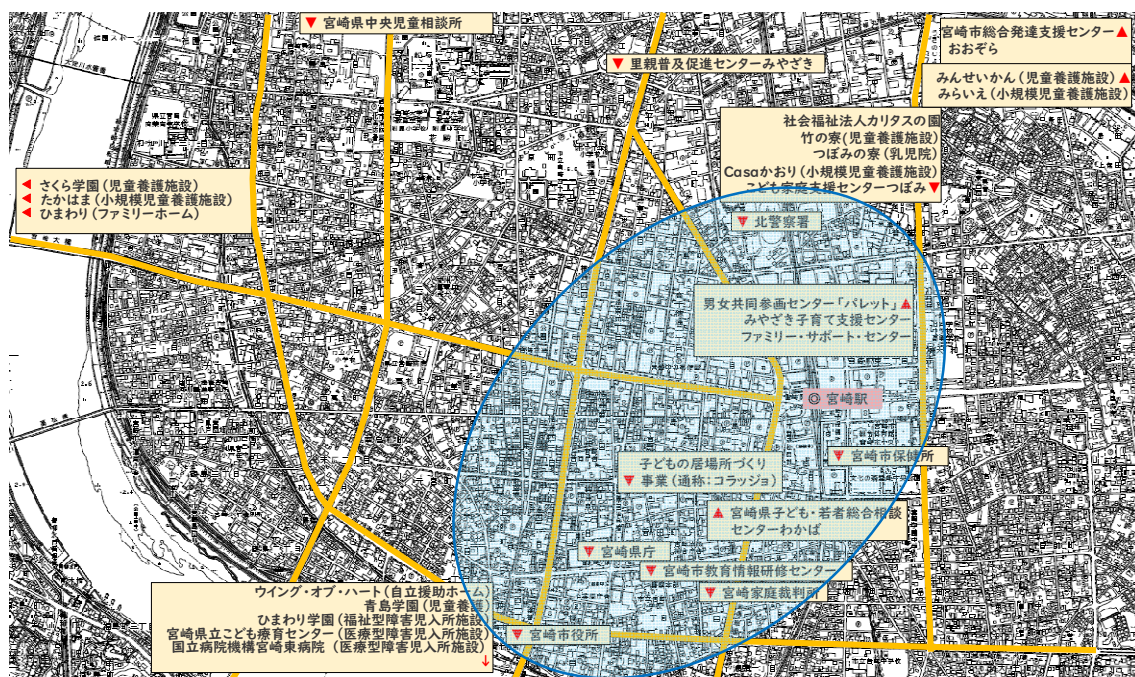


整理すると...

- 市の面積
 - ▶他の児童相談所設置市と比べ相当に広い市域である。
- 関係機関との連携
 - ▶「橋通 1 丁目」から「宮崎駅」までのエリアに行政機関は密集している。
- 迅速な対応
 - ▶公用車で移動する際は、中心部からが市内各所へアクセスしやすい。
- 利用者が利用しやすい場所であること
 - ▶公共交通では「宮崎駅」周辺が最もアクセスしやすい。
- 施設内の見下ろしへの配慮
 - ▶子どもたちにとって、日常的に施設内が見下ろされる環境は望ましくないので、高層住宅が建ちにくい公共施設等の隣接地が望ましい。

Ⅲ 宮崎市における「こどもの総合支援拠点」の体制について

設置するのに望ましいエリア



委員会での意見

- 生活保護を受けている間は基本的に車が持てない。児童相談所が担当するケースの中にはそういう方も見受けられるので、交通の利便性はとても大事である。
- いつでも駆け付けてもらえる、いつでも児童相談所の職員に相談に乗ってもらえるというのは、民間団体にとっても非常に重要である。
- 交通弱者の方も含めて、いろんな方が利用をする。公共交通機関がそれほど発達していない宮崎であれば、車で来る方が多いと思うが、生活保護の人や子育てが大変で車も難しい人などになると、徒歩やバス、電車を利用することになると考えると、バスなどの便数が多いこの近辺になってくる。現実的には、かなりハードルがいろいろあると思うが、なるべく利便性の高いところに絞られていくことを望んでいる。
- 継続的な支援や訪問かつ相談も受けるといったところをこども家庭センターの役割とすると、身近なところにあった方がよい。今、保健センターがある場所を少し拡充して継続的な支援をしたり、日常的に相談を受ける場所をより身近に作って、中心的なアセスメントと児童相談所が一緒になってやるケースについては中央に作るという案も考えられるが、場所とすれば本当にこのエリアであつたら良い。
- 設置場所については、市民もかなり関心が高いと思う。なおかつ、交通の便が良くて、駐車場がたくさんあるなど、いろいろな条件がある中で、市有地を探すのは大変かもしれないが、委員会とすれば、このエリアでいいのではないかな。
- 子どもたちにとって、日常的に施設内が見下ろされる環境は望ましくないので、高層住宅が建ちにくい公共施設等の隣接地が望ましい。

IV まとめ

妊娠・出産・育児期の家庭では、様々な悩みを抱え、周囲の支えを必要としている場合が多くあります。支援を必要としている家庭や子どもを早期に発見し、適切な保護・支援を図るためには、基礎自治体が有する子育て関連のノウハウや情報を最大限活かした、宮崎市ならではの「こども総合支援拠点」が必要であると考えます。

本委員会において出された様々な意見の中から、特に重要な点について下記のとおりまとめます。

- 子どもやその家庭に関わる総合支援拠点として、関係機関と連携した切れ目のない支援を実行すること
 - 住民に最も身近な基礎自治体である宮崎市が、新たに児童相談所を含む機能を備える意義は、既に起きている児童虐待への迅速かつ適切な対応に加え、虐待の未然防止・再発防止体制の強化にある。母子保健と児童福祉を一体化した「こども家庭センター」の機能を十分に発揮し、子どもの安全・安心を最優先に行動すること。
- 子育てに関する不安や悩みを持つ誰もが相談しやすい施設とすること
 - 妊産婦や子育て世帯・子どもが気軽に立ち寄れて相談しやすい施設を目指し、児童相談所やこども家庭センターだけではなく、複数の機能を持つ子育てに関する窓口の整備や体制確保に努めること。
- 子どもと家庭を取り巻く強固な連携体制を構築すること
 - 困難を抱える子どもやその家庭の支援は、児童相談所を含む拠点の整備で完結するものではなく、多くの関係機関との連携強化によってなし得ることから、従来の連携体制だけでなく、社会的養護関係施設等との新たな連携体制の構築に努めること。
- 児童虐待相談対応件数の増加傾向を踏まえ、十分な収容能力を持つ施設及び人的配置を検討すること
 - 増加傾向にある虐待件数とショートステイのニーズに対応するためには、職員が安心して働ける環境整備はもとより、質・量ともに十分な職員配置が必要であり、夜間・休日の対応も踏まえて、必要となる専門人材の確保に努めること。あわせて、一時保護所の収容能力は必要時の確実な保護はもちろん、弾力的な運用も見据えて検討すること。
- 総合支援拠点として各関係機関との連携や市民にとっての利便性を十分考慮して施設の整備を検討すること
 - 自家用車の所有率が高い本市においても、要保護・要支援の児童や妊産婦等の家庭が全て車を使えるわけではない。本市域の広がりや交通弱者への配慮等も考慮し、公共交通機関の利用も可能な利便性の高い区域が望ましい。あわせて、要保護児童対策地域協議会の関係機関との連携や、施設措置児童等への対応なども考慮して整備地を検討すること。

宮崎市児童相談所のあり方検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 本市における児童相談所の設置検討にあたり、本市の児童相談所に必要な機能、関係機関との連携のあり方などについて、意見等をもらうため、宮崎市児童相談所のあり方検討委員会（以下「検討委員会」という。）を設置する。

(検討事項)

第2条 検討委員会の検討事項は、次に掲げるとおりとする。

- (1)児童相談所に必要な機能に関すること
- (2)一時保護所、こども家庭センターの設置に関すること
- (3)子育て拠点に必要な機能に関すること
- (4)人材の確保・育成に関すること
- (5)前号のほか、検討委員会が特に必要と認める事項

(組織)

第3条 検討委員会は、次の各号に掲げる者の中から市長が委嘱する委員をもって組織する。

- (1)学識経験を有する者
- (2)児童相談所の実務に関する専門的知識を有する者
- (3)法律に関する専門的知識を有する者
- (4)子どもの心理に関する専門的知識を有する者
- (5)児童虐待防止に関する専門的知識を有する者
- (6)前各号に定める者のほか市長が必要と認めた者

(任期)

第4条 委員の任期は、市長が委嘱した日から意見のとりまとめを行うまでとする。

2 委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 検討委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長及び副委員長は委員のうちから市長が指名する者とする。
- 3 委員長は、会務を総理し、検討委員会を代表する。
- 4 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が会議の議長となる。

- 2 委員会は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。
- 3 議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 委員長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。

- 5 検討委員会の会議は、原則、公開とする。ただし、議事内容を踏まえ非公開とすべき場合は、委員会に諮り決定することができる。

（書面等による会議）

- 第7条 委員長は、前条の規程に関わらず、必要があると認めるときは、会議の招集を行わず書面その他の方法により会議を開催することができる。
- 2 委員長は、前項の規程により書面による会議を行う場合、議事の内容を記した書面を各委員に個別に示して賛否又は意見を問い、その結果をもって会議の議決に代えることができる。
- 3 委員長は、前項に定める結果について次回の会議において報告するものとする。

（報酬）

- 第8条 委員に支払う報酬は、1回の委員会当たり8,000円とする。ただし、当該委員が出席した委員会の時間が2時間未満のときは4,000円とする。

（庶務）

- 第9条 検討委員会の庶務は、子ども未来部子ども家庭支援課が行う。

（その他）

- 第10条 この要綱に定めるもののほか、検討委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年9月28日から施行する。

宮崎市児童相談所のあり方検討委員会委員名簿

委 員	職名等	氏 名
学識経験者	西南学院大学 人間科学部・社会福祉学科 教授	安部 計彦 (委員長)
実務経験者	元宮崎県中央児童相談所 所長 社会福祉士・精神保健福祉士	安田 真里
関係団体	NPO 法人 子ども虐待防止みやざきの会 会長	甲斐 英幸
専門分野 (心理職)	宮崎県公認心理師・臨床心理士会 会長	柳田 哲宏
専門分野 (弁護士)	宮崎県弁護士会 (子どもの権利委員会)	増田 良文 (副委員長)

宮崎市児童相談所のあり方検討委員会開催経緯

回	日 時	内 容	出席状況
第 1 回	令和 5 年 11 月 22 日 (水) 17:00 ～ 19:00	01 本市の現状と課題 02 国の動きと法改正の経過 03 現在の通告後の流れ 04 今後県から移譲される主な業務 05 本市の基本方針 06 想定される児童虐待相談対応 件数及び一時保護所の定員 07 人材確保及び育成	委員 5 人 出席
第 2 回	令和 5 年 12 月 27 日 (水) 17:00 ～ 19:00	01 こども家庭センターの機能 02 児童相談所の機能 03 一時保護所の機能 04 必要な諸室	委員 5 人 出席
第 3 回	令和 6 年 1 月 30 日 (火) 16:00 ～ 18:00	01 これまでのまとめと前回の続き 02 社会的養護 03 附帯する機能	委員 5 人 出席
第 4 回	令和 6 年 2 月 16 日 (金) 17:00 ～ 19:00	01 これまでのまとめ ・連携機能 ・社会的養護 ・一時保護所の体制 02 児童相談所の設置場所 及び周辺環境の考え方	委員 5 人 出席
第 5 回	令和 6 年 3 月 18 日 (月) 17:00 ～ 19:00	01 報告書 (案) の精査 02 概要版 (案) の精査	委員 5 人 出席

※開催場所は、全て「本庁舎 4 階特別会議室」

※会議は、全て公開